

裁判員制度はじまる!

～私たちが参加する裁判～



裁判員制度の紹介

平成16年5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成16年5月28日に公布されました。

国民の司法参加を実施するこの制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような

刑にするかを裁判官と一緒に決定する制度です。

導入の理由

国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・イタリア等でも行われています。

裁判員の選ばれ方

裁判員候補者名簿を作ります。選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、名簿の中からさらに抽選でその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所にお出でいただく日時等をお知らせします。

裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をするおそれがないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。検察官や弁護士は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができません。(双方4人まで理由を示さずに、指名することができません)



裁判員が選ばれます。除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷(公判といいますが)に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判は、連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。

裁判員から、証人等に質問することもできます。

評議、評決

証拠を全て調べたら、今度は、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。

評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われます(ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要)。

有罪が無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

判決宣告・裁判員の任務終了
評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。

裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

裁判員制度の対象となる事件

代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

人を殺した場合(殺人)

強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合(強盗致死傷)

人にけがをさせ、死亡させてしまった場合(傷害致死)

泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき死亡させてしまった場合(危険運転致死)

人の住む家に放火した場合(現住建造物等放火)

身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)

子どもに食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合(保護責任者遺棄致死)

【お問い合わせ】
総務課
☎(84)1111(内線213)